

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 教育庁教育総務課

法令名	公益信託に関する法律	法令番号	大正11年法律第62号			
手続名	公益信託に対する財産の供託その他必要な処分の命令	根拠条項	第4条第1項			
処分基準	<p>財産の供託その他必要な処分は、公益信託の業務の処理について検査の結果、当該公益信託の目的を達成するために是正する必要があると認めるときに行う。</p>					
	<p>1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与</p>	<p>処理 機関</p>	<p>公益信託を所管する（予定の）課</p>	<p>交付 機関</p>	<p>公益信託を所管する（予定の）課</p>	<p>目次 No.</p>